

(参考)資料で引用している民間認証 GAP の関係規定抜粋

1 JGAP 青果物 2022

7 生産工程におけるリスク管理

7.1 (必須) 農産物の理解

管理点 7.3 のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる農産物について、農産物の使用目的と利用者を想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。

※ 複数の農産物を扱っている場合、農産物の特徴や工程が類似するグループごとに説明することも可能である。

7.2 (必須) 工程の明確化

a. 農産物ごとまたは類似するグループごとに以下を文書化している。

(1) 作業工程

(2) 工程で使用する主要な資源（土、水、種苗、農薬、肥料、包装資材、設備、機械、器具等）

(3) 農産物への交差汚染・異物混入の可能性がある設備・機械・資材等

b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。

7.3 (必須) リスク評価の実施

a. 管理点 7.2 で明確にした各工程について、以下に取り組んでいる。

(1) 食品安全に関するリスクを抽出して重要性を評価し、リスクを予防・低減するための対策の文書化

(2) 現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者による共同での実施

b. リスク評価には、農産物取扱い工程においてアレルゲンの混入を含めている。

7.4 (必須) 対策・ルール of 周知・実施・確認

a. 管理点 7.3 で明確にしたリスクを予防・低減するための対策について、責任者による作業員への対策の教育訓練を行い、対策を実施している（新人の配置および対策の変更時には必ず実施すること）。

b. 管理点 7.3 で重要性が高いと評価したリスクについて、対策を強化するために如何に取り組んでいる。

(1) 作業員が理解できる具体的なルールの文書化（図、映像を含む）

(2) 責任者による作業員へのルールの教育訓練および実施（新人の配置および対策の変更時には必ず教育訓練を行うこと）

(3) 責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録

7.5 (必須) リスク評価等の見直し

管理点 7.2、7.3、7.4 で文書化したリスク評価、対策、ルールについて、以下を実施したことを記録している。

(1) 年 1 回以上、および工程の変更や新たなリスクの知見が確認された場合、リスク評価の見直し

- (2) リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し
- (3) 有効性を高めるために、責任者と作業者が共同での見直し

9 労働安全管理および事故発生時の対応

9.2 (必須) 事故の防止

事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。

- (1) 少なくとも以下の(a)から(g)を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価および事故やけがを防止する対策の文書化
 - (a) 乗用型機械（特に、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれ）
 - (b) 歩行型トラクター、農用運搬車の使用
 - (c) 草刈機（刈払機）（傾斜・法面での使用含む）
 - (d) 高所作業（脚立等の使用含む）
 - (e) 暑熱環境下の作業（熱中症対策）
 - (f) 自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報
 - (g) 自動運転技術やドローンを用いた機械
- (2) 上記（1）で立てた対策の周知および実施（新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと）
- (3) 施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し
- (4) 上記（1）のリスク評価と対策および上記（3）の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同での実施

13.1 (必須) 周辺環境への配慮

周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。

- (1) 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害、煙・埃・有害物質の飛散・流出等への把握と対策の実施
- (2) 農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止

13.2.1 (重要) 生物多様性への配慮①

生物多様性保全のために、以下に取り組んでいる。

- (1) 農場周辺に生息する鳥獣の把握と、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の取り組み
- (2) 圃場が自然保護地域にある場合、行政の指導（開発規制等）に従っている

13.2.2 (努力) 生物多様性への配慮②

生物多様性保全のために、固有種（在来種）の動植物の保全、生物多様性を活用した持続可能な農業への展開あるいは地域の生物多様性への取り組みへの参加に取り組んでいる。

2 ASIAGAP 青果物 Ver.2.3

1.3.1 (必須) 食品安全マネジメントシステム（一般要求事項）

農場管理システムでは、農産物の安全性リスクに基づいて、下記を含む食品安全マネジメントシステムが策定され、実施され、かつ維持されており、また継続

的に改善されている。

- (1) 食品安全マネジメントシステムの適用範囲の特定
- (2) 食品安全に関する法令の遵守
- (3) 食品安全マネジメントシステムに必要なプロセスの特定
- (4) プロセスの順序と相互作用の決定
- (5) プロセスの効果的な運営とコントロールを確保するための基準と方法の決定
- (6) プロセスの運営とモニタリングをサポートするために必要な資源と情報の確保
- (7) 計画された結果と継続的改善を達成するために必要な措置の評価・モニタリング・分析
- (8) システムが有効であり続けることを確認する食品安全マネジメントシステムの検証手続きの実行

2.4.4 (必須) HACCP ベースのシステムの見直し

経営者は、管理点 5.1 の HACCP ベースのシステムの継続的な適合性、適切性、及び有効性を確保するために、HACCP ベースのシステムを年 1 回以上見直しをしている。

食品の安全性に影響をもたらす何らかの変更があった場合には、HACCP ベースのシステム及び食品安全の管理手順（前提条件プログラムを含む）の見直しをしなければならない。見直しは、食品安全マネジメントシステムを構成する農場管理マニュアル及び食品安全の目標の修正の検討を含む。

4. 食品安全における前提条件プログラム

4.1 前提条件プログラムの確立（一般要求事項）

前提条件プログラムは下記を満たして確立し、実施し、維持している。

- ・以下の（１）～（１１）を含み、少なくとも関係する管理点の要求を満たしている
 - ・力量のある責任者により定められている
 - ・食品の安全性を確保するのに適した状態に圃場、施設や機械・設備・器具を維持するためにこれらを確認・検査している
 - ・必要な場合には作業手順書や作業指示書（写真や掲示物を含む）により作業者にルールを周知している
- (1) 圃場及び施設の立地並びに構造（管理点 17.8/17.10/17.11 参照）
 - (2) 施設内のレイアウト（管理点 17.7 参照）
 - (3) 水、土（培地を含む）、空気、エネルギー当（管理点 16.1/15.1/19.1 参照）
 - (4) 廃棄物及び排水の管理（管理点 16.3/20.1 参照）
 - (5) 機械・設備・器具等の適切性並びに清掃・洗浄、保守及び予防保全のしやすさ（18 章参照）
 - (6) 購入資材（種苗、農薬、肥料、その他農業資材、包装資材等）の管理（23/24/25 章/管理点 18.3 参照）
 - (7) 農産物の取扱い（保管、輸送を含む）（管理点 17.4/18.1 参照）
 - (8) 交差汚染の予防（管理点 17.5/17.6 参照）
 - (9) 汚染と清掃・洗浄及び殺菌・消毒（管理点 13.3.1/13.3.2/18.1/20.3 参照）
 - (10) 有害生物の侵入防止及び防除（管理点 17.1 参照）

(11) 要員及び訪問者の衛生（管理点 13.1/13.2 参照）

4.2（必須）前提条件プログラムの検証と維持

- （１）管理点 4.1 で実施した前提条件プログラムを検証し、作業環境の変化に応じてプログラムを変更している。
- （２）上記の検証と変更の記録を維持している。

14.労働安全管理及び事故発生時の対応

14.1（必須）作業者の労働安全

- （１）圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年１回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。
 - １）乗用型貴会の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用
 - ２）耕耘機の使用
 - ３）草払機（刈払い機）の傾斜・法面での使用
 - ４）脚立の使用
- （２）上記（１）で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。
- （３）圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。

21.1（重要）周辺環境への配慮

- （１）農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対し騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に関して配慮している。
- （２）農業用機械が圃場から行動に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。

3 GLOBALG.A.P.（総合農場保証規格 SMART、青果物に関する原則と基準、日本語版 6.0）

FV-19 衛生

FV-Smart 19.01（上位の義務）

[原則]

農場には、文書化された衛生リスク評価がある。

FV-Smart19.02（上位の義務）

[原則]

食品安全リスクを最小限に抑えるために、衛生手順を文書化し、実施している。

FV-Smart 20 働く人の健康、安全、福祉

FV-Smart 20.01 リスク評価と教育訓練

FV-Smart 20.01.01（上位の義務）

[原則]

働く人の健康と安全に関する文書化されたリスク評価がある。

[基準]

文書化されたリスク評価は、働く人のための施設と農場内の住宅を含む農場内の状況を反映するものでなければならない。リスク評価は、毎年、および働く人の健康と安全に影響を及ぼす変更が生じた場合（新しい機器、新しい農薬および特定防除資材（PPP）、栽培方法の変更、新しい健康リスクなど）にレビューし、更新していなければならない。事件・事故を記録していなければならない。

危害要因の例としては、機器の可動部分、電気、車両の通行、可燃性物質、肥料、化学物質の暴露、過度の騒音、粉塵、振動、極端な温度、はしご、燃料貯蔵などが考えられる。

FV-Smart 20.01.02（上位の義務）

[原則]

農場には健康と安全の手順がある。

[基準]

健康と安全の手順は、リスク評価で特定された事例に対処し、農作業に適したものでなければならない。手順は毎年レビューし、リスク評価に変更があった場合は更新していなければならない。

農場のインフラ、施設、働く人のための農場内住居、機器は、働く人の健康と安全に対する危害要因を最小限に抑えるよう建設・メンテナンスしていなければならない。

事故・緊急時の手順は、作業区域、働く人のための施設および農場内住居を対象とし、緊急時対応計画、すなわち働く人が危険な状況から対比する手段を含まなければならない。リスク評価で要求される場合、緊急時用の設備はアクセス可能で、メンテナンスしていなければならない。働く人の中でもよりリスクの高い者に配慮していなければならない。事故が発生した場合は、必ずその原因を究明し、適切な予防措置を健康と安全の手順の改定に組み込んでいなければならない。

FV-Smart 21 サイトの管理

FV-Smart 21.01（上位の義務）

[原則]

すべての登録サイトについて、文書化されたリスク評価が完了している。

[基準]

リスク評価は、以下のとおりでなければならない：

- 構造物を含むすべての生産サイトについて利用可能である
- 少なくとも年1回、または変更が生じた場合（新たなリスクの出現、または新たなサイトや農作物の生産開始）にはレビューしている

以下の事項を考量しなければならない：

- 生物学的、物理的、化学的危険要因（アレルゲンを含む）
- 近隣または隣接するサイトから発生する微生物の交差汚染リスク
- サイトの履歴（最低1年、推奨5年）
- 予定された活動が隣接する農作物に与える影響

FV-Smart 21.02（上位の義務）

[原則]

管理計画に運用の適切性に関するリスク評価で特定したリスクを最小限に抑える戦略を定めており、その計画を策定・実行し、定期的にレビューしている。

[基準]

管理計画は以下のとおりでなければならない：

- リスク評価とともに（毎年または変更が生じた場合に）レビューし、リスク評価で特定されたすべてのリスクに対処している
- 特定されたリスクに対して実施するコントロール手段について記述している
- 運用に適している
- 食品安全リスクを最小限に抑えるための施設設計、清掃活動、防除、その他の活動を支援している
- 作業の配置と工程が意図された目的に適し、適切な構造を考慮し、食品安全リスクを最小限に抑えるように設計されていることを確実にしている
- 効果的かつ目に見える形で実施されている

FV-Smart 22.01.01（下位の義務）

[原則]

生物多様性の保護と強化を可能にするよう管理している。

[基準]

文書化された農場の生物多様性計画が利用可能でなければならない。これは、農場の状況に合わせて作成された一般的な計画であってもよい。この生物多様性計画は、以下のとおりでなければならない：

- 現地の法令を考慮し、農場の実態に即した計画内容である（露地、温室、垂直農法など）
- 少なくとも以下の項目を含む。

ベースライン：生物多様性の初期状況

対策：ベースラインに基づき、生物多様性の保護と強化を可能にする方法

モニタリング：対策の実施結果のまとめ

調整：モニタリング結果に基づく対策の改善

- 生産者の法的責任の範囲は農場内であることを認識しつつ、農場外の景観を考慮し、非公式な協働、公式プロジェクト、セクターやネットワークの取り組みなどを介して他の利害関係者との行動実施を推進している。

生物多様性の保護に関しては、別紙の生物多様性ガイドラインが参考となる。

オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム（QMS）レベルの証拠でもよい。

FV-Smart 22.01.02（下位の義務）

[原則]

生物多様性を保護している。

[基準]

生物多様性計画では、生物多様性を保護するために以下の1つ以上または類似の活動を実践していなければならない。例えば：

- 総合的病虫害管理（IPM）
- 人工照明が特に夜間に生物多様性に及ぼす潜在的な悪影響を軽減する対策の実施（例：渡り鳥や夜行性の生物多様性への潜在的な影響を軽減するのに役立つスクリーンや塗装ガラスなど）
- 時季ごとの休耕の実施
- 有益な捕食動物の保護区づくり
- 圃場や温室近くに生息域を残す
- 水界生態系に沿って生産区域間に緩衝地帯を作る、またはその他の水管理方法の実施
- 輪作、減耕起または不耕起栽培、土壌侵食防止、その他の土壌管理方法により、土壌の健全性と土壌の生物多様性を実現
- 農薬と肥料の使用量の最適化、また可能であれば削減
- 生物種保護のための対策の実施

生物多様性の保護に関しては、別紙の生物多様性ガイドラインが参考となる。

オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム（QMS）レベルの証拠でもよい。

FV-Smart 22.01.03（推奨事項）

[原則]

生物多様性を強化している。

[基準]

地図、航空写真、農場での視覚的証拠、地方または国の所管当局、あるいは認可されたサービス提供者が発行した文書など、利用可能な証拠によって、生物多様性計画を実施しており、以下の1つ以上の方法などで生物多様性を強化していることを示すべきである。

- 1) 以下のいずれかの領域の一部を復元、改善、拡大する。
 - a) 森林、湿地、マングローブ、草地、泥炭地など
 - b) 法的に保護されている地域、または他の手段により有効に保護されている地域（例：国際自然保護連合（IUCN）の関連するカテゴリーに属する保護地域など）
 - c) 「重点保護」（HCV）区と認められた地域
- 2) 侵略的外来種の回避または防除
- 3) 生産者およびパートナーによるその他の活動

生物多様性の保護に関しては、別紙の生物多様性ガイドラインが参考となる。

オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム（QMS）レベルの証拠でもよい。